

第3条 輸入木材こん包材取扱要領（平成19年3月28日付け18消安第13785号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第6 検査の場所 検査を行う場所は、当該未消毒木材こん包材が輸入された規則第6条第1号に掲げる港又は第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第9 合格の基準 検査の結果、当該未消毒木材こん包材が、<u>規程第2条第1項第1号及び第2号又は第2号及び第4号に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>第10 合格の証明 植物防疫官は、第9の規定により当該未消毒木材こん包材を合格としたときは、<u>法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨を証明しなければならない。</u></p> <p>第13 選別を行う場所 第12の選別を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を検査した規則第6条<u>第1号</u>に掲げる港又は<u>第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第16 消毒を行う場所 第11の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第6条第1号に掲げる港若しくは第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、植物防疫官が検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p>	<p>第6 検査の場所 検査を行う場所は、当該未消毒木材こん包材が輸入された規則第6条<u>第1項第1号</u>に掲げる港又は<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第9 合格の基準 検査の結果、当該未消毒木材こん包材が規程第2条の各号に該当すると認められたときは、これを合格とする。</p> <p>第10 合格の証明 植物防疫官は、第9の規定により当該未消毒木材こん包材を合格としたときは、<u>法第9条第4項</u>及び規則第19条の規定により合格した旨を証明しなければならない。</p> <p>第13 選別を行う場所 第12の選別を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を検査した規則第6条<u>第1項第1号</u>に掲げる港又は<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第16 消毒を行う場所 第11の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第6条<u>第1項第1号</u>に掲げる港若しくは<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、植物防疫官が検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p>

第18 不合格木材こん包材の積戻し

1 植物防疫官は、第11の規定による消毒又は廃棄を命じた未消毒木材こん包材について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があり、監督及び取締上適当であると認めるときは、第11第1項の規定にかかわらず、規程第3条第5項に基づき、これを許可することができる。

2～4 (略)

第18 不合格木材こん包材の積戻し

1 植物防疫官は、第11の規定による消毒又は廃棄を命じた未消毒木材こん包材について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があり、監督及び取締上適当であると認めるときは、第11第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2～4 (略)

別表1（第15関係）

木材こん包材の消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	倉庫1立方メートル当たり	24時間	温度25℃以上
		36グラム（C級を除く）		温度20℃以上 25℃未満
		48グラム（C級を除く）		温度15℃以上 20℃未満
		60グラム（C級を除く）		温度10℃以上 15℃未満
84グラム（C級を除く）	各温度区分において、くん蒸開始（投薬終了）から30分以上ガスを攪拌する。			
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり	24時間	温度25℃以上
		36グラム		温度20℃以上 25℃
48グラム				

別表1（第15関係）

木材こん包材の消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		60 グラム	//	未満 温度 15℃以上 20℃ 未満
		84 グラム	//	温度 10℃以上 15℃ 未満
				各温度区分におい て、くん蒸開始(投 薬終了)から30分以 上ガスを攪拌する。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式7 (第22条関係)

(イ)、(ロ) (略)  
(ハ)  
(削る。)



備考 (略)

別記様式7 (第22条関係)

(イ)、(ロ) (略)  
(ハ)



(新設)

備考 (略)